

下級裁判所裁判官指名諮問委員会広島地域委員会（第46回）議事要旨

（広島地域委員会庶務）

1 日時

平成28年10月31日（月）13:10～14:15

2 場所

広島高等裁判所特別会議室

3 出席者

（委員）今中 亘，加藤朋寛，武井康年，田邊 誠（委員長），宮崎英一

（敬称略。五十音順）

（庶務）茂原広島高裁総務課長，横田広島高裁総務課課長補佐

（説明者）友重広島高裁事務局長

4 議題

(1) 経過の報告等

(2) 審議

平成29年上半期（平成29年2月から9月まで）の再任（判事任命）候補者に関する情報の取りまとめについて

(3) 今後の予定等

5 議事

(1) 経過の報告等

ア 庶務から，前回の第45回広島地域委員会で決められたとおり，平成29年上半期（平成29年2月から9月まで）の再任（判事任命）候補者について，受付期間を平成28年10月21日（金）までとして情報提供（情報受付の周知）の依頼を行ったこと，当該情報提供依頼に対し，これまでに再任（判事任命）候補者について2件（弁護士及び検事）の情報が寄せられたことが報告された。

イ 前回の地域委員会において質問のあった「弁護士会による情報の取りまとめ」と「弁護士会を経由する情報提供」の区別について、大要以下のとおり、説明者から説明がされ、委員の意見が述べられた。

(説明者の説明)

判事補から判事への任命・判事再任の場合の情報収集の在り方については、中央委員会から、これまで長年にわたって、「裁判官の職権独立に対する影響、プライバシーへの配慮、適格性に疑義が生じない情報を広く収集するという観点に照らすと、検察庁や弁護士会による情報の取りまとめは相当ではなく、所属する各個人から直接地域委員会に情報を提供してもらう必要がある」として、「各地域委員会が検察庁及び弁護士会に対して情報提供の周知依頼をするに当たって、情報を有する検察官又は弁護士の各個人が、直接、地域委員会に具体的な情報を提供されるよう周知」することを依頼されてきたので、「弁護士会による情報の取りまとめ」と「弁護士会を経由する情報提供」の明確な定義が存在するわけではないようだが、いずれであっても、上記のような中央委員会の依頼内容に反すると考えられる。

なお、中央委員会の過去の議事録を見ると、過去には、ある弁護士会で、弁護士会に集まった報告書を見て、その内容が不十分であるということで、担当の委員長が報告書を書いた弁護士を呼んで内容を補完し、それを地域委員会に送ったなどの事例があったようであり、「情報の取捨選択や恣意的な追加情報収集」が「情報の取りまとめ」の典型例であると考えられる。また、「弁護士会を経由する情報提供」が単なる情報の取次であったとしても、弁護士会が組織として情報を取りまとめているのではないかとの疑念を招きかねない行為であると考えられる。

(委員の意見)

- ・ 「弁護士会を経由する情報提供」が単なる情報の取次であれば、禁止することには反対である。多数の情報を集めるという観点から、情報提供

のルートを狭めるべきではなく、弁護士会による取次は問題ないのではないか。

- 当委員会としては、情報を送付するための封筒も送っているのだから、弁護士会をかませる必要はなく、弁護士会を経由する情報収集が多数の情報を集めることにつながらないのではないかと。
- 情報の取次であっても、情報の取りまとめをしているとの疑念を招きかねないので、そういうことはしないということによいのではないかと。
- 封緘されている情報が弁護士会に送付された場合にまで、その情報をいったん弁護士に戻してから、当委員会に情報提供させる必要があるのか。
- 情報が封緘されている場合でも、それが弁護士会から提出されると弁護士会が情報を取りまとめて封緘しているとの疑義は払拭できないのではないかと。

(2) 審議

ア 平成29年上半期（平成29年2月から9月まで）の再任（判事任命）候補者に関する情報の取りまとめについて

審議の結果、今回寄せられた2件の情報のうち1件については、指名の適否に関する特段の情報が記載されていないことから送付しないこととし、他の1件については、指名の適否に関する特段の情報として、送付することとされた。

イ 高裁支部所属裁判官の高検本庁への情報収集依頼について

庶務から、平成16年9月14日の第4回広島地域委員会において、「広島高裁本庁の裁判官については広島高検本庁に、岡山支部の裁判官については広島高検岡山支部に、松江支部の裁判官については広島高検松江支部にそれぞれ名簿を提供して情報収集する。」ことが決定されており、それ以降は、これに基づいて情報収集を行っていること、中央委員会の庶務に確認したと

ころ、高裁支部のある他の地域委員会（名古屋，福岡，仙台）も広島と同様の形で情報収集を行っていることが説明され，なるべく広く情報収集するという観点から，情報収集先を高検本庁に広げた方がいいのではないかとの意見も述べられたが，これまでどおりの情報収集を行うことが確認された。

(3) 今後の予定等

ア 中央委員会の開催

庶務から，平成28年12月2日（金）に中央委員会が開催され，今回情報提供依頼を行った再任（判事任命）候補者について審議・答申される予定である旨説明された。

イ 今後の日程等について

次回期日は，平成29年2月24日（金）に開催される中央委員会における弁護士任官（10月期）候補者及び平成29年下半期（10月から翌年1月まで）の再任（判事任命）候補者の任命に関する審議を受けたものとなることを踏まえ，次のとおりとされた。

（次回期日）

平成29年3月22日（水）午後1時10分

（以上）